

名戸ヶ谷あびこ病院 面会規程

(目的)

第1条 この規程は、名戸ヶ谷あびこ病院の入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上などの入院環境を担保し、精神的・身体的効果を得ることで、早期回復に資することを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者に面会することができる時間は、平日、土日祝祭日共に午後3時から午後5時までとする。ただし、急を要する場合であって、主治医又は当該入院患者が入院する病棟の看護師長(以下「病棟看護師長」という。)が相当と認める際は、この限りでない。

(面会の許可)

第3条 入院患者に面会しようとする者は、事前に主治医又は当該入院患者に係る病棟看護師長の許可を受けなければならない。

2項 前項の許可を受けようとする者は、事前に病棟看護師長の指定する方法により、その旨を申し出なければならない。

3項 入院患者に面会しようとする者は、感染症の有無にかかわらずマスクを着用しなければならない。

4項 面会当日、入院患者に面会しようとする者は、1階総合受付にて面会票を記入し、面会許可証の貸出を受けなければならない。面会者が複数名いる場合、一度の面会人数は3名までとし、代表者が面会票を記入しなければならない。

5項 前項の面会許可証は、面会が終了した際に直ちに1階総合受付に返却しなければならない。

(面会の制限)

第4条 主治医又は病棟看護師長は、入院患者の治療のため医師が面会すべきでないとき、前条第1項の許可をしてはならない。

2項 主治医又は病棟看護師長は、前項に規定するもののほか相当の理由があると認めるときは、直ちに面会を中止させ、又は面会を拒否することができる。

3項 前1、2項の規定にかかわらず、院内外にて感染拡大が発生した場合や発生が予想される場合は面会を一部又は全面的に制限することができる。

(面会人の遵守事項)

第5条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛を旨とし、他の患者や病院職員に迷惑を及ぼさないよう努め、職員の指示に従うこと。

(2) 面会は、努めて短時間(15分程度)に行い、かつ、第2条の面会時間内に行うこと。

(3) プライバシー保護の観点から許可なく撮影や録音等を行わないこと。

(4) 見舞品として危険物や衛生上問題のあるものは持参しないこと。また飲食物を持参しようとする際は、事前に病棟看護師長の許可を受けること。

(5) 面会許可証は、病院職員が見やすいように着用すること。

2項 入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 酒気を帯びて面会すること。

(2) 感染症など体調不良が疑われる際に面会すること。

(3) 面会中に喫煙すること。

(4) 子供(小学生以下)を伴って面会すること。

※ 入院患者の病状(終末期等)又は一定の環境下(個室等)である場合、子供の面会も可能

3項 主治医又は病棟看護師長は、入院患者に面会する者が前2項の規定に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

付 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。